

事務連絡
令和2年5月25日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第5項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言という」。）が解除されるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、同法第37条において準用する同法第25条の規定に基づき、市町村対策本部を遅滞なく廃止することとされていますので、市町村に対してその旨周知をお願いいたします。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられません。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・深町・小松崎・宮内・渡邊・小田切

直通 03 (6257) 3086

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第5項の規定に基づき、5月25日、緊急事態が終了した旨を宣言した。

感染者数等の推移

福祉-1

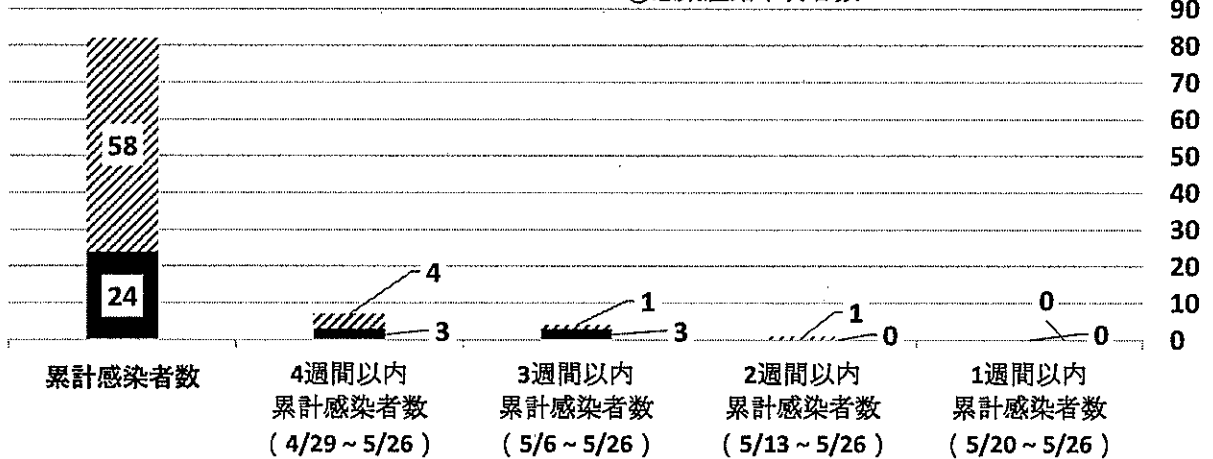
累積患者のうち直近3週間の患者の割合は少ない

《陽性判明日別感染者数》

〃①疫学リンクあり（県外・国外等）

■②感染経路不明者数

人



《発症日別感染者数》

	4週間以内	3週間以内	2週間以内	1週間以内
疫学リンクあり	1	0	0	0
感染経路不明者	2	0	0	0

1

累積患者



感染者数等の推移

福祉-2

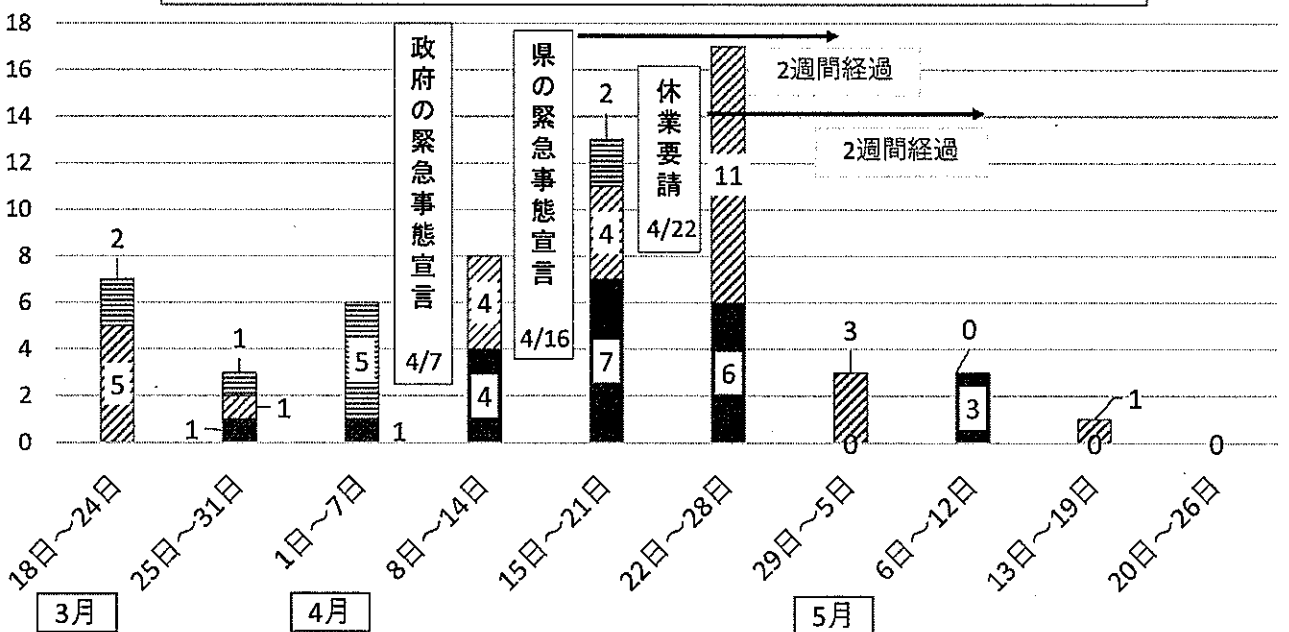
緊急事態宣言後、患者は減少

人

■ 感染経路不明

〃 疫学リンクあり

目 県外・国外より



感染者の推移

重症者※ は0名（5月26日時点）

※ 集中治療室にいる患者、呼吸器装着患者又はECMO装着患者²

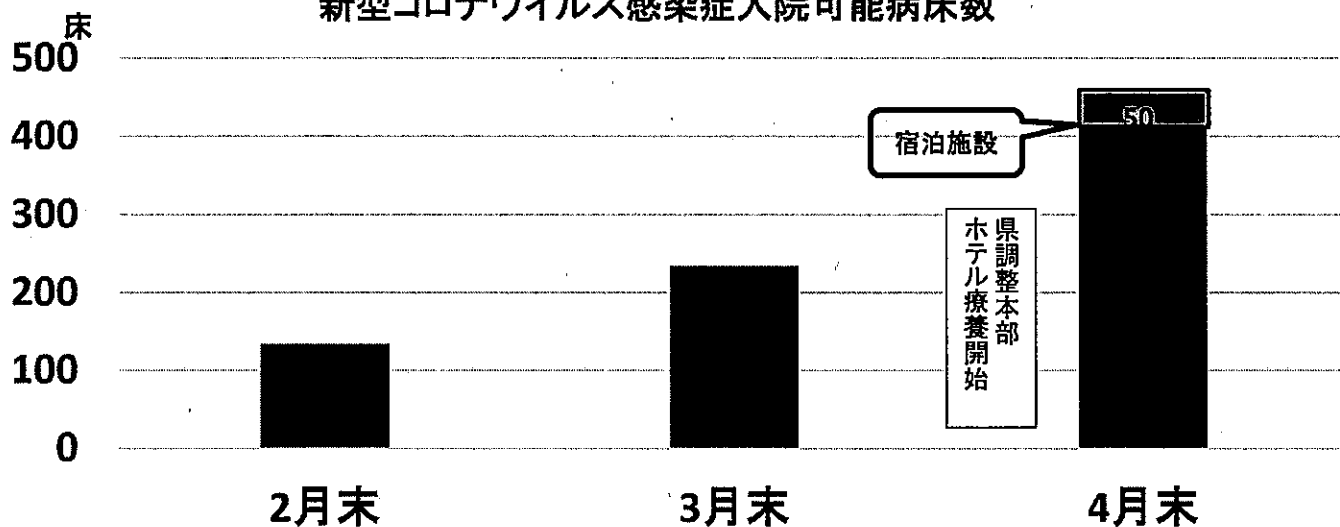


新潟県

病床の整備状況

福祉-3

新型コロナウイルス感染症入院可能病床数



R2.5.26現在

患者総数	82
入院中	5
うち、重症者数	0
宿泊療養中	2
退院数	75

R2.5.26現在

利用率	
医療機関	1.2% (入院患者5名/411床)
宿泊施設	4.0% (宿泊施設利用者2名/50室)

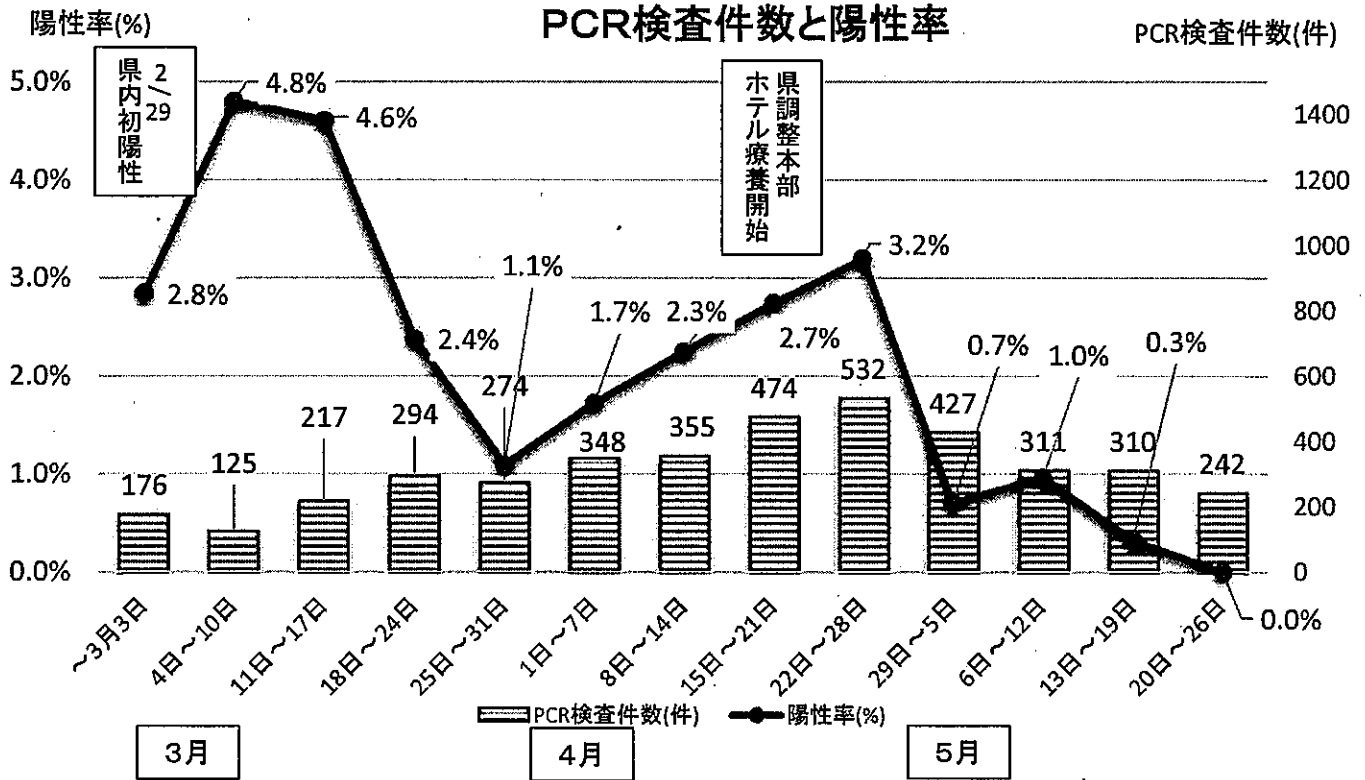
R2.5.26現在

重症者に対応できる医療機関数	15
重症者受入病床数	112

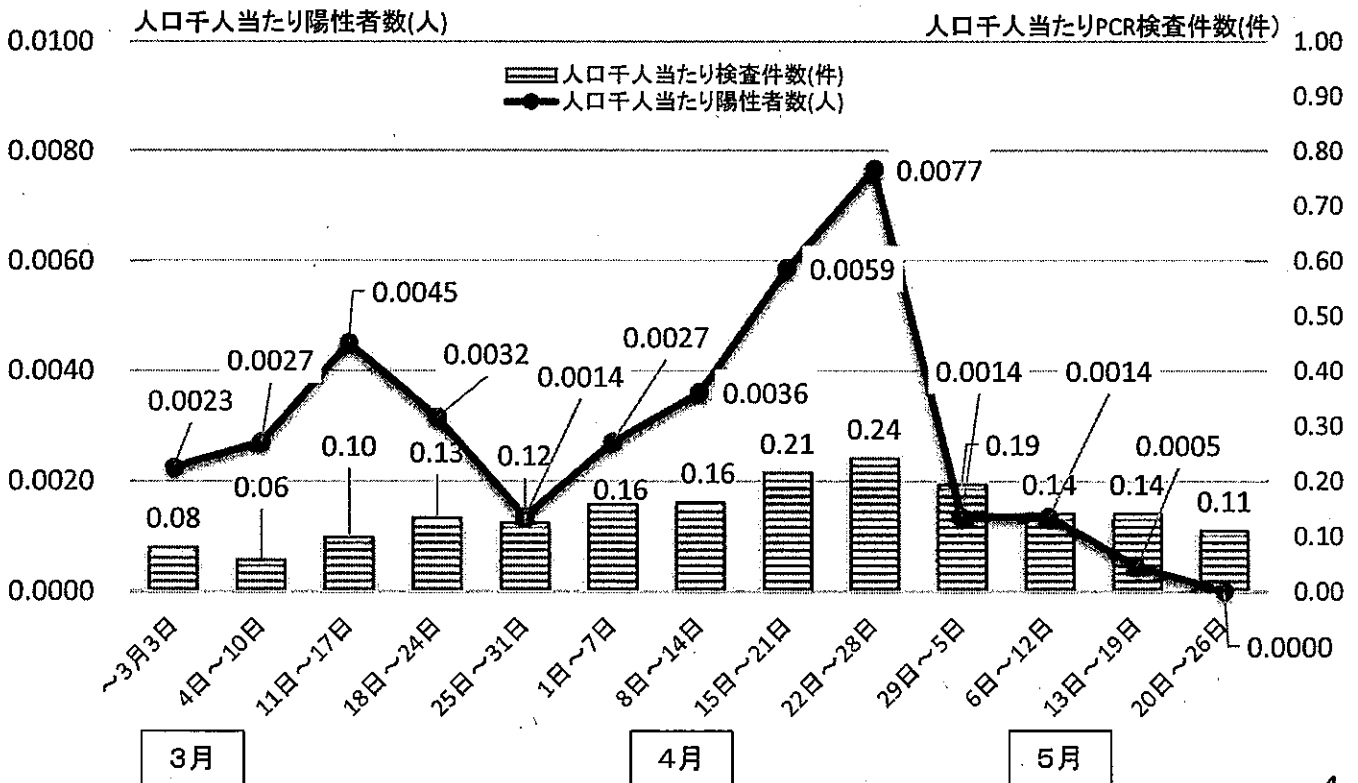


PCR検査の体制

PCR検査数は患者発生当初の約3倍に増加



人口千人当たりPCR検査件数と陽性者数



外出自粛等のステップについて

R2.5.27 新潟県

	移行期間				移行期間後
	ステップ① 5月31日まで	ステップ② 6月1日～18日	ステップ③ 6月19日～7月9日	ステップ④ 7月10日～31日	8/1～を目処
県をまたぐ移動	△ 不要不急の移動は 厳に控えて	△ 5都道県(※)との 移動は慎重に		○	
クラスター 発生施設	カラオケ、 スポーツジム △ 極力慎重に			○ ガイドラインを遵守	
	接待を伴う飲食業、 ライブハウス等 △ 極力慎重に			○ ガイドラインを遵守	
観光	△ 県内観光から徐々に		△ 県をまたぐ観光も含め徐々に	○	

※ 5都道県：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

【県外から来られた方に、2週間程度の外出自粛をお願いしてきましたが、今後は、これに代え、体温測定等の健康観察の徹底をお願いいたします。】

自粛・休業要請等の全体像

区分	平時	注意報	警報	さらなる警報
指標と基準	① 新規感染者数	2週連続して6人/週以上発生	2週連続して12人/週以上※1発生※2	今後の検討
	② 感染経路が不明な感染者数	6人/週以上 かつ 感染経路が不明な人が30%以上	12人/週以上 かつ 感染経路が不明な人が30%以上	
	医療の状況			
	③ 入院病床利用者数	30人以上	60人以上	
	④ 重症者数	5人以上	11人以上	
県民への要請	<新しい生活様式の徹底>		自粛要請する(地域ごと) ○不要不急の外出自粛 ○遊興・運動・遊技施設や接待を伴う飲食店の利用自粛	
事業者への要請	<業種別が休みの遵守>	注意喚起のみ	基本的に休業要請しない	
学校の休校			<小中学校> 基本的に要請しない※4 <高校> 休校を要請※5	

※1: 国の緊急事態措置の解除水準0.5人/10万人を新潟県に当てはめた場合の人数 ※2: 直近1週間の新規感染者数/その前の1週間の新規感染者数 = 1未満の場合は警報を出さない。
 ※3: 県土の広い地域では、感染が拡大している地域とそうでない地域が混在している場合が考えられる。このため、全県一律に要請した場合の経済への影響を踏まえ、不要不急の外出自粛は複数の周辺市町村を基本として設定
 ※4: 国内において子どもの感染者数は少なく、感染しても無症状が軽症が圧倒的に多く、子どもの重症例は少ない傾向であり、休校により、教育を受ける機会喪失という不利益がより重大となるため、小中学校の休校は基本的に要請しない。今後、校内や地域の感染状況に応じた休校の判断に資する目安について議論する。
 ※5: 高校の休校については、通学中の感染対策等の検討状況を踏まえ柔軟に対応
 <例外> ①クラスター発生時、その人数が4人以上の場合は、「4人」としてカウントする。②地域的に偏りがあった場合は、少ない人数でも対策を強化する可能性がある。
 ▶2週間程度で感染拡大の状況・医療体制の回復状況がコントロールされれば講除するが、基準は別途定める。▶ほか、参考指標として「PCR検査陽性率」「リンク不明患者の増加数」(7日移動平均値)をモニタリングする。

新型コロナウイルス感染症に関する

県民の皆様へのお願い

「新しい生活様式」の実践や、感染拡大防止等の取組にご協力いただいている県民の皆様及び事業者の皆様に対して、改めて感謝申し上げます。

5月25日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態の解除を宣言しました。

これを受け、新潟県では、県の専門家会議でのご助言も踏まえ、県内の感染状況や感染拡大リスク等について、継続的に評価を行いながら、外出の自粛等について、概ね3週間ごとに、段階的に緩和していくことといたします。

1 県をまたぐ移動については、今月中は全ての県との間の不要不急の移動を厳に控えていただくよう、また、6月1日以降は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との間の移動に限り、慎重に判断されるようお願いいたします。

6月19日以降は、県をまたぐ移動にかかる制約はいたしません。

2 これまでクラスターが発生しているような施設への外出については、極力慎重に判断されるようお願いしてきましたが、6月1日以降は、業種別ガイドライン等感染防止策の状況等に応じ、段階的に緩和していきます。

次に、本県の専門家会議からの提言を踏まえ、再度の感染拡大に備え、感染状況を継続してモニタリングするため、新たに、疫学的な指標として「①新規感染者数」「②感染経路不明者数」、医療体制の指標として「③入院病床利用者数」「④重症者数」を設定いたしました。この指標が一定数を超えた場合の対策として、段階的に「注意報」や「警報」を発することにより、県民の皆様には、感染状況に応じた適切な注意喚起等を行います。県民の皆様には、この指標の動きに関心を持っていただき、万が一、警報が発令された場合には、自粛等にご協力くださるようお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症とは長丁場の付き合いになりますが、県民一丸となって、この難局を乗り越えてまいりましょう。

令和2年5月27日

新潟県知事 花角 英世